

**2019 年度**

**恵寿総合病院看護師特定行為研修**

**受講生募集要項**

**(第 4 期生募集用)**

**社会医療法人財団 董仙会**

**恵寿総合病院**

**看護師特定行為研修センター**

## **1. 恵寿総合病院の看護師特定行為研修基本理念**

特定行為研修は、看護師がチーム医療のキーパーソンを担い、地域住民や患者、医師、歯科医師やその他の医療スタッフから期待される役割、責任を十分に担うため、医療安全に配慮し、地域包括を含む医療現場において高度な臨床実践能力を発揮できるように自己研鑽を継続する基盤を養う。

## **2. 沿革**

わが国では、団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 (2025) 年には、1 人の高齢者を 1.8 人で支える社会構造になると予測されています。このような状況に対応していくことができるよう、手順書により一定の診療の補助を行うといった高度かつ専門的な知識と技術をもち、チーム医療のキーパーソンとして役割を発揮していくことができる看護師を養成することを目的に、国は特定行為に係る看護師の研修制度を創設しました。(保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する特定行為及び同項第 4 号に規定する特定行為研修に関する省令 平成 27 年 10 月 1 日施行)

恵寿総合病院では、基本理念を踏まえ、看護師特定行為研修センターを設置し、看護師特定行為研修に取り組むことになりました。平成 28 年 8 月 4 日付で、厚生労働省が指定する研修機関に指定されました。

## **3. 特定行為**

特定行為は、診療の補助であって、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされるものとして別紙に掲げる 38 行為であること。(改正後の法第 37 条の 2 第 2 項第 1 号、特定行為研修省令第 2 条及び別表第 1 関係)

### **特定区分**

特定行為区分は、特定の区分であって、別紙のとおり 21 区分であること。

(改正後の法第 37 条の 2 第 2 項第 3 号、特定行為研修省令第 4 条及び別表第 2 関係)

## **4. 特定行為研修の教育目的**

本研修の目的は、少子超高齢化社会において、地域医療及び高度医療の現場において、安心と医療安全を配慮しつつ、健康状態を的確に判断・予測し、生活と医療の両面から、一人ひとりに合わせたタイムリーかつ効果的な医療・看護の提供に高度な臨床実践能力を発揮し、自己研鑽を継続しながらチーム医療のキーパーソンとして機能できる看護師を育成します。

### **特定行為研修の教育目標**

特定行為研修は、チーム医療のキーパーソンである看護師が、患者及び国民並びに医師及び歯科医師その他医療関係者から期待される役割を十分に担うため、医療安全に配慮し、在宅を含む医療現場において、高度な臨床実践能力を発揮できるよう、自己研鑽を継続する基盤を構築するもの出なければならない。

## **特定行為研修の到達目標**

### **【共通科目】**

- ・多様な臨床現場において重要な病態の変化や疾患を包括的にいち早くアセスメントする基本的な能力を身につける。
- ・多様な臨床現場において必要な治療を理解し、ケアを導くための基本的な能力を身につける。
- ・多様な臨床現場において患者の安心に配慮しつつ、必要な特定行為を安全に実践する能力を身につける。
- ・問題解決に向けて多職種と効果的に協働する能力を身につける。
- ・自らの看護実践を見直しつつ標準化する能力を身につける。

### **【区別科目】**

- ・多様な臨床現場において当該特定行為を行うための知識、技術及び態度の基礎を身につける。
- ・多様な臨床現場において、医師又は歯科医師から手順書による指示を受け、実施の可否の判断、実施及び報告の一連の流れを適切に行うための基礎的な実践力を身につける。

## **5. 修了要件**

本研修を修了するためには、次の条件を満たす必要があります。

- 1) 共通科目を全て履修し、筆記試験もしくは観察評価に合格すること
- 2) 1) 修了後、選択した区別科目を履修し、筆記試験及び観察評価、一部の科目では実技試験に合格すること。  
＊なお、特定行為研修修了後は、修了した特定区分ごとの修了証を交付し、研修修了者の名簿を厚生労働省に提出します。

## **6. 履修内容の読み替え**

受講者の申し出により、看護師特定行為研修委員会で審議し、個別に対応します。

## **7. 定員**

定員 各区分若干名

\*特定行為区分の受け入れ数は、各区分 3 名程度とします。

応募多数の場合は試験を実施いたします。

呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連、呼吸器（気道確保に係るもの）関連の応募は、董仙会職員のみとします。

## **8. 研修期間と募集時期**

研修期間 2019 年 10 月から 2020 年 9 月まで (1 年間)

共通科目 6 ヶ月 (2019 年 10 月～2020 年 3 月)

区別科目 6 ヶ月 (2020 年 4 月～2020 年 9 月)

\* 共通科目修了後、区別科目の受講開始します。

## 募集時期

募集期間 年1回

第4期生募集について

募集期間 2019年7月8日（月）から7月31日（水） \*一次締め切り

応募状況に応じて追加募集あります。

## 9. 研修内容と時間数

研修は、共通して学ぶ「共通科目」と特定行為区分ごとに学ぶ「区別科目」に分かれており、研修は、講義、演習または実習によって行われます。

- 1) 共通科目（必修科目）：特定行為区分に共通して必要とされる能力を身につけるための科目  
(研修期間：6ヶ月)

共通科目名	時間数
臨床病態生理学	30 時間
臨床推論	45 時間
フィジカルアセスメント	45 時間
臨床薬理学	45 時間
疾病・臨床病態概論Ⅰ・Ⅱ	40 時間
医療安全学	45 時間
特定行為実践	
合計時間数	250 時間

\*時間数は変更届け出中のものです。

\*e-learningを中心とした講義・演習・実習を受け、3月の筆記試験に合格後  
区別科目へと進みます。

- 2) 区別科目（選択科目）：各特定行為に必要とされる能力を身につけるための科目

\*複数選択可能（研修期間：6ヶ月）

特定行為区分	特定行為	時間数
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	①経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	15 時間
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	①侵襲的陽圧換気の設定の変更 ②非侵襲的陽圧換気の設定の変更 ③人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整 ④人工呼吸器からの離脱	41 時間
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	①気管カニューレの交換	14 時間
創傷管理関連	①褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去 ②創傷に対する陰圧閉鎖療法	45 時間

動脈血液ガス分析関連	①直接動脈穿刺法による採血 ②橈骨動脈ラインの確保	24 時間
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	①持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整 ②脱水症状に対する輸液による補正	28 時間
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	① インスリンの投与量の調整	22 時間

※時間数は変更届け出中のものです。

### 3) 修了の要件について

受講生は、各科目(実習含)の科目習得の試験に合格した後、総合評価(修了試験)を受けなければなりません。修了試験に合格し、特定行為研修管理委員会の承認を経て、修了を認定します。

## 10. 受講モデル

共通科目を修得後、選択した区分別科目を履修します。

特定行為の区分別科目は、複数選択できます。

区分別科目毎に筆記試験、実習期間が異なります。

## 11. 受講資格

次の各号に定める要件をすべて満たしていることが必要です。

### 【必須条件】

- 1) 看護師免許を有すること。
- 2) 看護師の免許取得後、通算5年以上の実務経験を有すること。
- 3) 所属長（看護部長あるいは同等職位の所属長）の推薦を有すること。

## 12. 出願手続き

### 募集要項請求方法

恵寿総合病院ホームページから必要書類をダウンロードしてください。

ホームページ <http://www.keiju.co.jp/iryo/tokutei.html>

**出願提出書類** ※ 提出された出願書類は返却いたしません。

- 1) 受講願書（様式1）
- 2) 履歴書（様式2）
- 3) 志願理由書（様式3）
- 4) 推薦書（様式4）＊原則として所属機関の推薦とします。
- 5) 緊急連絡先（様式5）
- 6) 看護師免許（写）

## 出願書類提出方法

〒926-8605 石川県七尾市富岡町94番地

社会医療法人財団董仙会 恵寿総合病院 看護師特定行為研修センター

※ 必ず「郵便書留」で送付するか、又は直接持参してください。

TEL : 0767(52)3211 看護師特定行為研修センター事務局（お問合せ窓口）

出願締め切り 2019年7月31日（水）必着

## 13. 選考方法

書類選考により行います。選考結果については、本人宛てに郵送します。電話での合否の問合せには応じられません。

応募者多数の場合は面接試験、筆記試験（小論文）を行います。別途お知らせいたします。

## 14. 受講手続きと納付金（入講納付金及び受講料）について

受講予定者に受講手続きについての詳細をご案内します。なお、受講手続き期間および納付金については下記のとおりです。

受講手続き期間 2019年9月17（火）～9月30日（月）

納付金（消費税込）

①入講納付金 20,000円

②共通科目の受講料 400,000円

希望する特定行為の受講料

\*区分別科目の受講料の納付期間は共通科目修了以降で別途設定いたします。

区分別科目ごとに、受講料は異なります。

③共通科目とは別に各区分ごとに設定 30,000～50,000円（予定）

特定行為区分	受講料
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	30,000円
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	50,000円
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	30,000円
創傷管理関連	50,000円
動脈血液ガス分析関連	30,000円
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	30,000円
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	30,000円

一旦納めた受講料は原則として返還しません。

研修のための宿泊及び交通費等は実費負担となります。

## 個人情報の取り扱いについて

- \* 恵寿総合病院では「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、個人情報の適正な取り扱いに努め、安全管理のために必要な措置を講じております。
- \* 出願および受講手続にあたって提供いただいた個人情報は、選考試験の実施、合格発表、受講手続、履修関係等に必要な業務において使用させていただきます。
- \* 恵寿総合病院が取得した個人情報は、法律で定められた適正な手続により開示を求められた場合や秘密保持契約等の契約を締結した業者に資料発送等の業務を委託する場合以外に、本人の承諾なしに第三者へ開示・提供することはありません。

## 15. アクセスの方法



車

【東京から】所要時間：約7時間



電車

・東京---金沢---七尾：約3時間30分

(2015年3月14日 北陸新幹線金沢開業)



バス

【金沢から】所要時間：約1時間



飛行機

・羽田---のと里山空港：約1時間

(のと里山空港→ふるさとタクシー：約50分 ※要予約)

・羽田---小松空港：約1時間

(小松空港→バス→電車：約2時間30分)



社会医療法人財団董仙会 恵寿総合病院

看護師特定行為研修センター

〒926-8605 石川県七尾市富岡町 94 番地

TEL : 0767(52)3211(代) FAX : 0767(52)3218

<http://www.kei ju. co. jp>